

佐賀県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年三月三十一日から平成二十三年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	佐賀市川副町大字早津江字三本松八 ○番一地从から 佐賀市諸富町大字為重字石塚分一本 杉一角三三八番一地从先まで	平成二三・三・三一